

日本がオレンジ（感染危険度中）に分類

チュニジア保健省は、入国措置に関して、新型コロナウイルスの感染危険度に応じて、各国をグリーン（感染危険度低）、オレンジ（中）、その他（レッド）（高）に3分類し、それぞれに応じた措置を執っているところ、本23日、新型コロナウイルス感染危険度国別分類リストを更新し、日本をオレンジ（感染危険度中）に分類しました。これにより、PCR検査による陰性証明や隔離措置等が求められることとなります。なお、オレンジの国からの入国者に対する措置は翌24日から適用されます。分類は保健省フェイスブック等を参照下さい。

●オレンジ（感染危険度中）の国からの入国者

1 入国及び入国前の措置

(1) 保健省HPから健康フォームを入力送信。

(2) PCR検査による陰性証明の提示を義務付け。出発地において、出発の72時間以内またはチュニジア到着時間を起点に120時間以内に（出発地で）受検したもの。

2 入国後の措置

(1) チュニジア人及び在留外国人に対する措置

ア 14日間の自宅隔離（それを遵守する旨の誓約書に署名）、隔離中に症状が出ればPCR検査要受検。（※当館注：ホテルでの隔離も選択可）

イ 6日目にPCR検査（自己負担）を受け、陰性であれば、隔離期間を1週間に短縮可。

(2) 旅行者（ホテル滞在を希望する在留外国人等も含む）に対する措置

ア 空港からホテルまで衛生規則を遵守する観光バス（添乗員付き）で移動。

イ ホテル滞在及び観光に関する衛生規則を尊重。

ウ 団体ツアーにて、衛生規則を遵守の上、博物館、記念碑及び遺跡の観光地への訪問可。

エ ホテル滞在からの離脱を希望する者は、入国6日目にPCR検査（自己負担）を受けることが可能。

3 その他

○12歳以下の子供は、PCR検査の受検を免除。

○指定ホテル・リストは、国外のチュニジア大使館、領事館HP、Facebook等で公開。

○チュニジア人及びその配偶者並びに在留外国人は、チュニジア入国前（オレンジ又はレッドの国にて）、PCR検査の受検が困難である場合、受検の必要はない（※当館注：保健省によると原則はPCR検査の陰性証明を要するため、個別に判断すること）が、この場合、入国後、指定の場所（宿泊費自己負担）にて10日間の隔離となる。

- 保健省から事前承認を得ている場合、PCR検査を免除可。
- 感染危険度国別分類リストの更新が公表された際、その翌日から該当措置が適用。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

令和2年7月23日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話：+216-71-791-251/ 792-363/ 793-417